

公表資料

平成30年9月21日
内閣官房
防衛省

自衛隊法第65条の11第6項の規定に基づく自衛隊員の再就職 状況の公表について

自衛隊員のうち管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省企画官相当職以上※）であった者の再就職状況については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第6項の規定に基づき、内閣が毎年度公表することとされています。

今般、平成29年度分（昨年4月1日から本年3月31日までの間における再就職の状況）について取りまとめたので、本日の閣議において、これを公表することとなりました。その内容は、[別紙1](#)及び[別紙2](#)のとおりです。

※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

〔概要〕

平成29年度分の合計は、225件。再就職先の区分ごとにみると、多い順に営利法人が152件（67.6%）、国又は地方公共団体の機関が30件（13.3%）、その他の非営利法人が19件（8.4%）、一般社団法人又は一般財団法人が10件（4.4%）、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人が7件（3.1%）、その他が3件（1.3%）、独立行政法人が1件（0.4%）、国立大学法人が1件（0.4%）、認可法人が1件（0.4%）、自営業が1件（0.4%）となっています。

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第6項の規定に基づく自衛隊員の再就職状況の公表(総括表)

(平成29年4月1日～平成30年3月31日分)

平成30年9月

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出(総計)】

再就職先 区分 府省等名	国又は地方公共団 体の機関	独立 行政 法人	国立大学 法人	特殊 法人	認可 法人	公益社団 体法人又は 公益財団 法人	一般社団 体法人又は 一般財団 法人	学校法人、 社会福祉 法人又は 更生保護 法人	その他の非 営利法人	営利 法人	自営業	その他	合計
防衛省	30	1	1	-	1	-	10	7	19	152	1	3	225

【自衛隊法第65条の11第1項規定に基づく届出】

再就職先 区分 府省等名	国又は地方公共団 体の機関	独立 行政 法人	国立大学 法人	特殊 法人	認可 法人	公益社団 体法人又は 公益財団 法人	一般社団 体法人又は 一般財団 法人	学校法人、 社会福祉 法人又は 更生保護 法人	その他の非 営利法人	営利 法人	自営業	その他	合計
防衛省	-	-	-	-	-	-	4	2	8	66	-	-	80

【自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出】

再就職先 区分 府省等名	国又は地方公共団 体の機関	独立 行政 法人	国立大学 法人	特殊 法人	認可 法人	公益社団 体法人又は 公益財団 法人	一般社団 体法人又は 一般財団 法人	学校法人、 社会福祉 法人又は 更生保護 法人	その他の非 営利法人	営利 法人	自営業	その他	合計
防衛省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出】

再就職先 区分 府省等名	国又は地方公共団 体の機関	独立 行政 法人	国立大学 法人	特殊 法人	認可 法人	公益社団 体法人又は 公益財団 法人	一般社団 体法人又は 一般財団 法人	学校法人、 社会福祉 法人又は 更生保護 法人	その他の非 営利法人	営利 法人	自営業	その他	合計
防衛省	30	1	1	-	1	-	6	5	11	86	1	3	145